



疾第 1747-4 号

平成26年11月26日

病院局経営管理課長

教育局保健体育課長

様

保健医療部疾病対策課長

インフルエンザ流行開始に係る記者発表について（通知）

標記について、別添のとおり記者発表をしましたのでお知らせします。

つきましては、関係各機関に対する周知をお願いいたします。

なお、本件については、一般社団法人埼玉県医師会及び県の各保健所、市町村保健衛生主管課に対し別途通知したことを申し添えます。

担 当：感染症・新型インフルエンザ対策担当

電 話：048-830-3557

FAX：048-830-4809



保健医療施策

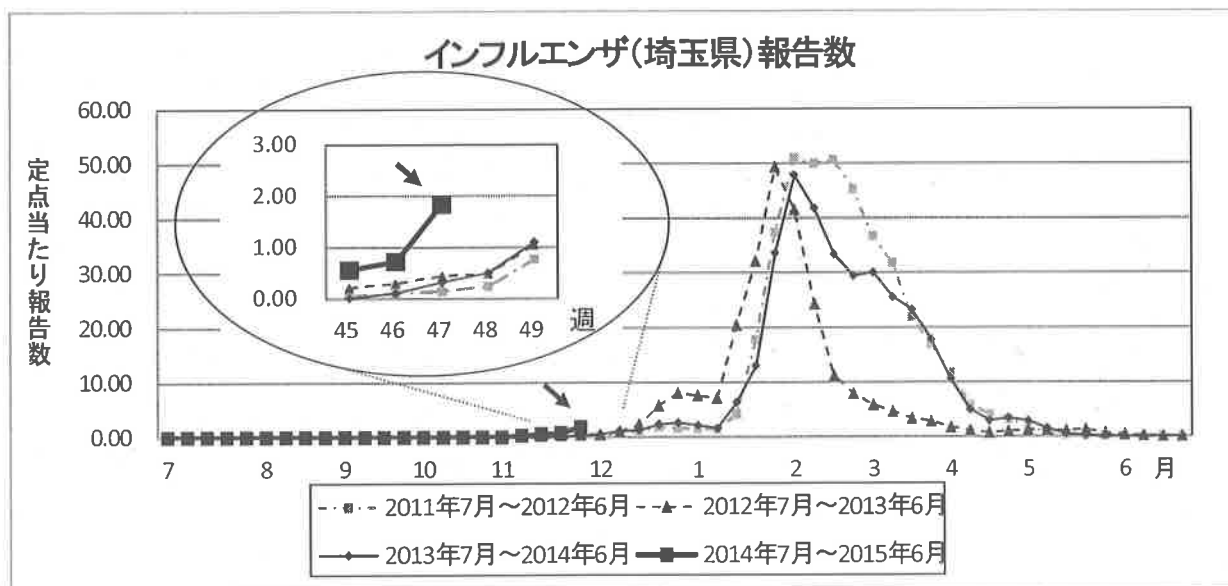
インフルエンザの流行期に入りました
—咳エチケット、手洗いの励行を—

11月に入ってからインフルエンザの患者数が少しずつ増加し、流行の兆しを見せています。埼玉県感染症発生動向調査による県内医療機関（定点）からの報告数は、本年第47週（平成26年11月17日から11月23日）に、1定点当たり1.83人となり、県内の流行開始の指標である1.00人を超えました。

第47週時点で1.00人を超えるのは、平成19年以来約7年ぶりのことです（平成21年当時の新型インフルエンザを除く）。

今後、県内における流行の拡大が予想されますので注意が必要です。

「外出後の手洗い等」「適度な湿度の保持」「十分な休養とバランスのとれた栄養摂取」など、ポイントを押さえて感染予防に努めましょう（下記【インフルエンザにかからないために】参照）。



【インフルエンザとは】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。主な感染経路は、咳やくしゃみの際に口から発生する小さな水滴（飛沫）による飛沫感染です。

38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等、全身症状が突然現れます。併せて、普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。乳幼児では急性脳症を、高齢者や免疫力が低下している方では肺炎を伴う等、重症になることがあります。

なお、インフルエンザの予防や重症化を防ぐためには予防接種が有効と報告されています。

【インフルエンザにかからないために】

- ・外出後の手洗い等

流水・石けんによる手洗いは、手指など体に付いたインフルエンザウイルスを物理的に除くために有効な方法です。アルコールによる消毒も効果的です。

- ・適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度を保つことが効果的です。

- ・十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心掛けましょう。

- ・人混みや繁華街への外出を控える

インフルエンザが流行している時期は、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、疲労気味・睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。

【インフルエンザに感染したら】

- ・早めに医療機関を受診しましょう。早めの対処が早い回復につながります。

- ・安静にして休養をとりましょう。特に、睡眠を十分にとることが大切です。

- ・水分を十分に補給しましょう。

- ・咳エチケットの励行

インフルエンザは、主に飛沫感染であるため、飛沫を浴びないようにすればインフルエンザに感染する機会は大きく減少します。

また、症状の出ない不顕性感染や軽症の例もあります。

このため、普段から咳エチケット（①咳やくしゃみを他の人に向けて発しないこと、②咳やくしゃみが出るときはできるだけマスクをすること、③手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと等）を守ることを心掛けてください。

<参考>

1 感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関（モニター）から感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

インフルエンザについては、埼玉県、さいたま市及び川越市では、埼玉県医師会の協力を得て、約250の定点医療機関を指定しています。

2 その他参考情報

- ・埼玉県感染症情報センターホームページ「インフルエンザ流行情報」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/surveillance/srv-flu.html>

- ・ 埼玉県疾病対策課ホームページ「インフルエンザに注意しましょう！」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/influenzanituite.html>
- ・ 厚生労働省ホームページ「インフルエンザQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>



疾第 1747-1 号
平成26年11月26日

一般社団法人埼玉県医師会
会 長 金 井 忠 男 様

埼玉県保健医療部長 石川 稔
(公 印 省 略)

インフルエンザ流行開始に係る記者発表について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり記者発表をしましたのでお知らせします。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員へ周知くださるようお願い致します。

なお、本件については、各市町村保健衛生主管課及び県の保育所・幼稚園所管課、県立病院所管課、保健所に対し別途通知したことを申し添えます。

担 当：疾病対策課感染症・新型インフルエンザ対策担当

電 話：048-830-3557

FAX：048-830-4809



疾第 1747-2 号
平成26年11月26日

各保健所長
衛生研究所長

} 様

疾病対策課長

インフルエンザ流行開始に係る記者発表について（通知）

標記について、別添のとおり記者発表をしましたのでお知らせします。

つきましては、保健所において、貴所管内の医療機関（埼玉県医師会非会員）へ周知してくださるようお願いします。

なお、本件については、一般社団法人埼玉県医師会及び各市町村保健衛生主管課、県福祉部、県立病院所管課に対し別途通知したことを申し添えます。

担 当：感染症・新型インフルエンザ対策担当

電 話：048-830-3557

FAX：048-830-4809



疾第 1747-3 号
平成26年11月26日

各市町村保健衛生主管課長 様

埼玉県保健医療部疾病対策課長
(公 印 省 略)

インフルエンザ流行開始に係る記者発表について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり記者発表をしましたのでお知らせします。

つきましては、関係各機関に対する周知をお願いいたします。

なお、本件については、一般社団法人埼玉県医師会及び県の保育所・幼稚園所管課、県立病院所管課、県の各保健所に対し別途通知したことを申し添えます。

担 当：感染症・新型インフルエンザ対策担当
電 話：048-830-3557
FAX：048-830-4809